

(案)

さいたま市障害者総合支援計画 素案

第1章 総論 新旧対照表

※10 ページ以降の備考欄の変更のあり・なしは、基本目標、基本施策、実施事業について記載しています。
担当所管の変更については、記載していません。

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
1	第1章 総論 1 計画の概要 （1）計画策定の趣旨 我が国は平成 19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」を署名し、平成 23（2011）年の「障害者基本法」改正により、<u>社会モデルの理念や合理的配慮の考え方が法制度として位置づけられました。そして、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが明確に示されました。</u> さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成 23（2011）年 4 月に「<u>さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）を施行し、その理念に基づいて施策を推進してきました。</u> その後、平成 26（2014）年<u>障害者権利条約批准や平成 28（2016）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行、令和 4（2022）年の国連による政府報告審査と総括所見の公表など、障害者施策を取り巻く状況は大きく変化しています。</u>	第1章 総論 1 計画の概要 （1）計画策定の趣旨 我が国では、平成 19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」を署名しました。そして、<u>その批准に向けて障害当事者の参画の下で検討が進められ、平成 23（2011）年の「障害者基本法」改正において、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。</u> さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成 23(2011)年 4 月に「<u>さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）を施行しました。</u> その後、平成 26（2014）年 1 月に<u>障害者権利条約を批准し、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。</u> 令和 4（2022）年 8 月には、<u>条約締約国として国際連合の障害者の権利に関する委員会による政府報告の審査が実施され、同年 9 月、同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。</u>	削除 変更 変更 変更 変更

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
1	<u>加えて、令和 7（2025）年 6 月には「さいたま市手話言語条例」および「手話施策推進法」が、令和 8（2026）年 4 月には「高次脳機能障害者支援法」が施行され、支援の枠組みがさらに整備されています。</u> <u>一方で、障害福祉サービスの利用増加に対し、支援人材が急速に不足する事態が生じています。また、制度の複雑化や相談支援専門員の不足により、必要な情報が当事者へ届きにくい状況も見られます。また、様々な業態の事業者が参入したことなどにより、サービスの質の低下が懸念される事例も指摘されており、これらの課題への対応が求められています。</u> <u>加えて、社会のデジタル化が急速に進展し、市としてもデジタル改革を推進していく中で、情報アクセシビリティの確保も重要となっています。</u> このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画 2024～2026」の見直しを行い、令和 9（2027）年度からの新たな計画を策定することとします。	<u>さいたま市では、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んでいます。</u> <u>加えて、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。</u> このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画 2021～2023」の見直しを行い、令和 6（2024）年度からの新たな計画を策定することとします。	削除 追加 計画期間

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
2	（２）計画の位置づけ 本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。 また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった４つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。 <u>加えて、令和７（2025）年６月に施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）第四条第１項において、市町村が市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、との定めに沿って策定するものです。</u> <u>また、令和８（2026）年４月に施行された「高次脳機能障害者支援法」第五条第１項において、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する、との定めに沿って策定するものです。</u> <u>さらに、令和７（2025）年６月に施行された「さいたま市手話言語条例」に基づき、施策を推進するものです。（図・解説省略）</u>	（２）計画の位置づけ 本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。 また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった４つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。 <u>加えて、令和４（2022）年５月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第９条第１項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合に、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。（図・解説省略）</u>	変更

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
2			国の法律については、主なものののみ掲載 削除
4	（３）計画の期間 本計画における計画期間は、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和９年度から令和１１年度までの３年間とします。（図省略）	（３）計画の期間 本計画における計画期間は、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。（図省略）	計画期間

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
4	（４）計画策定の視点 この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。 このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の３つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。	（４）計画策定の視点 この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。 このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の３つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。	変更なし
5	視点１ 障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。 このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。	視点１ 障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。 このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。	変更なし

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
5	視点2 障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。 また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切に、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。 そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。 視点3 障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。 障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。 このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。	視点2 障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。 また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切に、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。 そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。 視点3 障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。 障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。 このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。	変更なし 変更なし

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
6	（５）障害者施策の推進体制 障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。 また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。 PDCAサイクルとは… 事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。 （図省略）	（５）障害者施策の推進体制 障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。 また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。 PDCAサイクルとは… 事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。 （図省略）	変更なし

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考								
7	2 前期計画の進捗状況 (作成中)	2 前期計画の進捗状況 (省略)	作成中								
16	3 障害者（児）をめぐる状況 (作成中)	3 障害者（児）をめぐる状況 (省略)	作成中								
40	4 計画の基本的枠組 (1) 基本方針 誰もが権利の主体として、 安心して地域で生活できる社会の実現を目指して 誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。 計画の達成状況を示す指標として「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合」を設定します。	4 計画の基本的枠組 (1) 基本方針 誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。 誰もが権利の主体として、 安心して地域で生活できる社会の実現を目指して	構成変更								
40	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画の達成状況を示す指標 【現状（令和7年度実績）】</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【62%】</td><td>68%</td><td>70%</td><td>72%</td></tr> </tbody> </table>	計画の達成状況を示す指標 【現状（令和7年度実績）】	令和9年度	令和10年度	令和11年度	地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【62%】	68%	70%	72%		成果指標・ 成果指標説明 文追加 成果指標移動 （旧第2章基本 目標1基本施策 1実施事業1の 成果指標をここ に移動）
計画の達成状況を示す指標 【現状（令和7年度実績）】	令和9年度	令和10年度	令和11年度								
地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【62%】	68%	70%	72%								

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
	（２）基本目標 基本目標１ 障害者の権利の擁護の推進 基本目標２ 質の高い地域生活の実現 基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標４ 障害者の危機対策	（２）基本目標 基本目標１ 障害者の権利の擁護の推進 基本目標２ 質の高い地域生活の実現 基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり 基本目標４ 障害者の危機対策	

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考
41	（３）計画の体系 【基本方針】 【基本目標】 【基本施策】 誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して - 基本目標１ 障害者の権利の擁護の推進 〔条例第 9～21、23、29 条関係〕 (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進 (2) 障害を理由とする差別の解消 (3) 障害者への虐待の防止 (4) 成年後見制度の利用の支援 - 基本目標２ 質の高い地域生活の実現 〔条例第 22、24、27、28、29 条関係〕 (1) 障害児への切れ目のない支援 (2) 障害者の自立の支援 (3) 障害者の居住場所の確保 (4) 相談支援体制の充実 (5) 家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減 (6) 人材の確保・育成 - 基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり 〔条例第 25、26、30 条関係〕 (1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (2) 障害者の就労支援 (3) アクセシビリティに配慮した空間の整備 (4) 外出や移動の支援 (5) 文化・スポーツ活動の促進 - 基本目標４ 障害者の危機対策 〔条例第 30 条関係〕 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯等の対策 ※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。	（３）計画の体系 【基本方針】 【基本目標】 【基本施策】 誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して - 基本目標１ 障害者の権利の擁護の推進 〔条例第 9～21、23、29 条関係〕 (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進 (2) 障害を理由とする差別の解消 (3) 障害者への虐待の防止 (4) 成年後見制度の利用の支援 - 基本目標２ 質の高い地域生活の実現 〔条例第 22、24、27、28、29 条関係〕 (1) <u>ライフステージを通じた切れ目のない支援</u> (2) <u>障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援</u> (3) 障害者の居住場所の確保 (4) 相談支援体制の充実 (5) 人材の確保・育成 - 基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり 〔条例第 25、26、30 条関係〕 (1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (2) 障害者の就労支援 (3) アクセシビリティに配慮した空間の整備 (4) 外出や移動の支援 (5) 文化・スポーツ活動の促進 - 基本目標４ 障害者の危機対策 〔条例第 30 条関係〕 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯等の対策 ※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。	旧施策（１）：ライフステージを通じた切れ目のない支援を削除、「障害児への切れ目のない支援」を追加 旧施策（２）：「障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援」を「障害者の自立の助長」と「家族の負担軽減」に分割

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考																																																																																
42	（４）実施事業 実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。 実施事業の☆印は、総合振興計画関連事業（令和8《2026》年度時点）です。 基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進 基本施策（１）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進 <table> <tr> <th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>★☆①</td><td>障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発</td><td>障害政策課</td><td></td></tr> <tr> <td>★ ②</td><td>「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施</td><td>障害政策課</td><td></td></tr> <tr> <td>☆③</td><td>ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施</td><td>障害政策課</td><td></td></tr> <tr> <td>☆④</td><td>人権に関する学習の推進</td><td>人権教育推進室</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>交流及び共同学習の推進</td><td>特別支援教育室</td><td></td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>聴覚障害に関する理解促進と普及啓発</td><td>障害政策課</td><td></td></tr> <tr> <td>☆⑦</td><td>心の健康に関する理解促進</td><td>こころの健康センター</td><td></td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>精神疾患に関する理解促進</td><td>精神保健課</td><td></td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>高次脳機能障害に関する理解促進と普及啓発</td><td>障害者更生相談センター</td><td></td></tr> </table>	実施事業		担当所管	頁	★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課		★ ②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課		☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課		☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室		⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室		⑥	聴覚障害に関する理解促進と普及啓発	障害政策課		☆⑦	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター		⑧	精神疾患に関する理解促進	精神保健課		⑨	高次脳機能障害に関する理解促進と普及啓発	障害者更生相談センター		（４）実施事業 実施事業の★印は、重点的に取り組む事業になります。 実施事業の☆印は、総合振興計画関連事業（令和6《2024》年度時点）です。 基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進 基本施策（１）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進 <table> <tr> <th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>★☆①</td><td>障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発</td><td>障害政策課</td><td>51</td></tr> <tr> <td>★ ②</td><td>「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施</td><td>障害政策課</td><td>51</td></tr> <tr> <td>☆③</td><td>ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施</td><td>障害政策課</td><td>52</td></tr> <tr> <td>☆④</td><td>人権に関する学習の推進</td><td>人権教育推進室</td><td>52</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>交流及び共同学習の推進</td><td>特別支援教育室</td><td>52</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>心の健康に関する理解促進</td><td>こころの健康センター</td><td>53</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>精神疾患に関する理解促進</td><td>精神保健課</td><td>53</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>市職員の障害者への理解促進</td><td>障害政策課</td><td>53</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>公民館における障害に関する生涯学習の推進</td><td>生涯学習総合センター</td><td>53</td></tr> </table>	実施事業		担当所管	頁	★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	51	★ ②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	51	☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	52	☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	52	⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	52	⑥	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター	53	⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	53	⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	53	⑨	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター	53	年度 新⑥追加 ☆追加 旧 2-(2)⑫から分割し、新⑨と新 2-(4)⑤に分割
実施事業		担当所管	頁																																																																																
★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課																																																																																	
★ ②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課																																																																																	
☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課																																																																																	
☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室																																																																																	
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室																																																																																	
⑥	聴覚障害に関する理解促進と普及啓発	障害政策課																																																																																	
☆⑦	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター																																																																																	
⑧	精神疾患に関する理解促進	精神保健課																																																																																	
⑨	高次脳機能障害に関する理解促進と普及啓発	障害者更生相談センター																																																																																	
実施事業		担当所管	頁																																																																																
★☆①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	51																																																																																
★ ②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	51																																																																																
☆③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	52																																																																																
☆④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	52																																																																																
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	52																																																																																
⑥	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター	53																																																																																
⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	53																																																																																
⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	53																																																																																
⑨	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター	53																																																																																

現行計画 ページ	新（2027～2029）					旧（2024～2026）					備考
42		⑩	市職員の障害者への理解促進	障害政策課							変更なし
		⑪	公民館における障害に関する生涯学習の推進	生涯学習総合センター							
	基本施策（2）障害を理由とする差別の解消					基本施策（2）障害を理由とする差別の解消					
	実施事業		担当所管	頁	実施事業		担当所管	頁			
	★ ①	障害者差別への適切な対応、支援の実施		障害政策課		★ ①	障害者差別への適切な対応、支援の実施		障害政策課	54	
	★☆②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施		障害政策課		★☆②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施		障害政策課	54	
	基本施策（3）障害者への虐待の防止					基本施策（3）障害者への虐待の防止					
	実施事業		担当所管	頁	実施事業		担当所管	頁			
	★ ①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施		障害福祉課		★☆①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施		障害福祉課	55	
	★☆②	虐待の防止のための研修の実施		障害福祉課		★☆②	虐待の防止のための研修の実施		障害福祉課	55	
③	虐待事案等への対応力向上		高齢福祉課 障害福祉課		③	虐待事案等への対応力向上		高齢福祉課 障害福祉課	56		
43	基本施策（4）成年後見制度の利用の支援					基本施策（4）成年後見制度の利用の支援					☆削除
	実施事業		担当所管	頁	実施事業		担当所管	頁			
	①	成年後見制度の利用の促進		高齢福祉課 障害福祉課		①	成年後見制度の利用の促進		高齢福祉課 障害福祉課	57	
	②	成年後見制度利用支援事業の実施		障害福祉課		②	成年後見制度利用支援事業の実施		障害福祉課	57	
											変更なし

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考																																																																
44	基本目標 2 質の高い地域生活の実現 基本施策（1）障害児への切れ目のない支援 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>①</td><td>乳幼児発達健康診査の実施</td><td>母子保健課</td><td></td></tr> <tr> <td>②</td><td>私立幼稚園等の特別支援事業の促進</td><td>幼児政策課</td><td></td></tr> <tr> <td>☆③</td><td><u>障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実</u></td><td>幼児政策課 保育課 保育施設支援課</td><td></td></tr> <tr> <td>☆④</td><td>医療的ケア児保育支援センター運営事業</td><td>保育施設支援課</td><td></td></tr> <tr> <td>☆⑤</td><td>療育体制の強化と効果的な支援の推進</td><td>総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく</td><td></td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>心身障害児（者）特別療育費の補助</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr> <tr> <td>★⑦</td><td><u>発達障害児等に関わる支援者支援の充実</u></td><td>子ども家庭総合センター総務課</td><td></td></tr> </table>	実施事業		担当所管	頁	①	乳幼児発達健康診査の実施	母子保健課		②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児政策課		☆③	<u>障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実</u>	幼児政策課 保育課 保育施設支援課		☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育施設支援課		☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく		⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課		★⑦	<u>発達障害児等に関わる支援者支援の充実</u>	子ども家庭総合センター総務課		基本目標 2 質の高い地域生活の実現 基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>①</td><td>乳幼児発達健康診査の実施</td><td>地域保健支援課</td><td>59</td></tr> <tr> <td>☆②</td><td>私立幼稚園等の特別支援事業の促進</td><td>幼児・放課後児童課</td><td>59</td></tr> <tr> <td>☆③</td><td><u>障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実</u></td><td>幼児・放課後児童課 保育課 保育施設支援課</td><td>59</td></tr> <tr> <td>☆④</td><td>医療的ケア児保育支援センター運営事業</td><td>保育課</td><td>60</td></tr> <tr> <td>☆⑤</td><td>療育体制の強化と効果的な支援の推進</td><td>総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく</td><td>60</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>心身障害児（者）特別療育費の補助</td><td>障害福祉課</td><td>60</td></tr> <tr> <td>★☆☆⑦</td><td><u>発達障害児に対する支援の充実</u></td><td>総合療育センターひまわり学園 育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 子ども家庭総合センター総務課</td><td>61</td></tr> </table>	実施事業		担当所管	頁	①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	59	☆②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児・放課後児童課	59	☆③	<u>障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実</u>	幼児・放課後児童課 保育課 保育施設支援課	59	☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育課	60	☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	60	⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課	60	★☆☆⑦	<u>発達障害児に対する支援の充実</u>	総合療育センターひまわり学園 育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 子ども家庭総合センター総務課	61	施策名変更 ☆削除 ③事業名変更 ⑦事業名変更 ☆削除
実施事業		担当所管	頁																																																																
①	乳幼児発達健康診査の実施	母子保健課																																																																	
②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児政策課																																																																	
☆③	<u>障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実</u>	幼児政策課 保育課 保育施設支援課																																																																	
☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育施設支援課																																																																	
☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく																																																																	
⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課																																																																	
★⑦	<u>発達障害児等に関わる支援者支援の充実</u>	子ども家庭総合センター総務課																																																																	
実施事業		担当所管	頁																																																																
①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	59																																																																
☆②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児・放課後児童課	59																																																																
☆③	<u>障害児等受け入れ園への支援及び相談業務の充実</u>	幼児・放課後児童課 保育課 保育施設支援課	59																																																																
☆④	医療的ケア児保育支援センター運営事業	保育課	60																																																																
☆⑤	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園 総務課・医務課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく	60																																																																
⑥	心身障害児（者）特別療育費の補助	障害福祉課	60																																																																
★☆☆⑦	<u>発達障害児に対する支援の充実</u>	総合療育センターひまわり学園 育成課 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 子ども家庭総合センター総務課	61																																																																

現行計画 ページ	新（2027～2029）					旧（2024～2026）					備考																																																																
44	⑧	発達障害児の家族等に対する支援の充実	障害政策課			★☆☆⑧	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	特別支援教育室	61	⑧削除 (2)⑬→新(1)⑧																																																																	
	⑨	5歳児健康診査	母子保健課			⑨	相談支援体制の充実	特別支援教育室	61																																																																		
	☆☆⑩	医療的ケア児への支援	特別支援教育室			★☆☆⑩	発達障害者に対する支援の充実	障害者総合支援センター	62	新⑨追加 新⑩追加																																																																	
	⑪	相談支援体制の充実	特別支援教育室							⑩→新(2)⑫ (事業名変更)																																																																	
	基本施策（2）障害者の自立の支援					【旧施策2を新施策1、2、5、6に分割】 基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減のための総合的な支援					基本施策名変更																																																																
	<table><tr><th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr><tr><td>★ ①</td><td>障害者（児）への福祉サービスの充実</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr><tr><td>★☆☆②</td><td>障害福祉サービス事業所等の整備の促進</td><td>障害政策課</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>指導監査の実施</td><td>監査指導課</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>障害福祉サービスの質の確保</td><td>障害政策課 監査指導課</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td>心身障害者医療費の給付</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td>ふれあい収集の実施</td><td>資源循環政策課</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td>聴覚障害者のための社会教養講座の実施</td><td>生涯学習振興課</td><td></td></tr></table>					実施事業		担当所管	頁	★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課		★☆☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課		③	指導監査の実施	監査指導課		④	障害福祉サービスの質の確保	障害政策課 監査指導課		⑤	心身障害者医療費の給付	障害福祉課		⑥	ふれあい収集の実施	資源循環政策課		⑦	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課		<table><tr><th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr><tr><td>★ ①</td><td>障害者（児）への福祉サービスの充実</td><td>障害福祉課</td><td>63</td></tr><tr><td>★☆☆②</td><td>障害福祉サービス事業所等の整備の促進</td><td>障害政策課</td><td>63</td></tr><tr><td>③</td><td>指導監査の実施</td><td>監査指導課</td><td>64</td></tr><tr><td>④</td><td>心身障害者医療費の給付</td><td>障害福祉課</td><td>64</td></tr><tr><td>⑤</td><td>ふれあい収集の実施</td><td>資源循環政策課</td><td>64</td></tr><tr><td>⑥</td><td>聴覚障害者のための社会教養講座の実施</td><td>生涯学習振興課</td><td>64</td></tr><tr><td>★☆☆⑦</td><td>精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築</td><td>障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課</td><td>65</td></tr></table>					実施事業		担当所管	頁	★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課	63	★☆☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課	63	③	指導監査の実施	監査指導課	64	④	心身障害者医療費の給付	障害福祉課	64	⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	64	⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	64	★☆☆⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課	65	新④追加
	実施事業		担当所管	頁																																																																							
	★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課																																																																								
	★☆☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課																																																																								
	③	指導監査の実施	監査指導課																																																																								
④	障害福祉サービスの質の確保	障害政策課 監査指導課																																																																									
⑤	心身障害者医療費の給付	障害福祉課																																																																									
⑥	ふれあい収集の実施	資源循環政策課																																																																									
⑦	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課																																																																									
実施事業		担当所管	頁																																																																								
★ ①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害福祉課	63																																																																								
★☆☆②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課	63																																																																								
③	指導監査の実施	監査指導課	64																																																																								
④	心身障害者医療費の給付	障害福祉課	64																																																																								
⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	64																																																																								
⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	64																																																																								
★☆☆⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害福祉課 こころの健康センター 精神保健課	65																																																																								

現行計画 ページ	新（2027～2029）				旧（2024～2026）				備考
45	★☆⑧	精神障害者を支える地域包括ケ アシステムの構築	障害福祉課 こころの健康セ ンター 精神保健課		⑧	精神科救急医療体制整備事業の 実施	保健衛生総務課	65	⑨事業名変更 ⑪→新(5)① ⑫→新(1)⑤と新 (4)⑤に分割 ⑬→新(1)⑧また、 一部(1)⑤へ統合 (1)⑩→新(2)⑫ (事業名変更) 新⑬追加 新⑭追加 ⑭→新(5)② ⑮→新(5)③ ⑯→新(5)④ ⑰→新(6)⑫ ⑱→新(5)⑤
	⑨	精神科救急医療体制整備事業の 実施	保健衛生総務課		☆⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康セ ンター	65	
	☆⑩	ひきこもり支援推進事業の実施	こころの健康セ ンター		⑩	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康セ ンター	66	
	⑪	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康セ ンター		⑪	家族教室の開催	精神保健課	66	
	★☆⑫	発達障害者支援の充実	障害者総合支援 センター		★☆☆⑫	高次脳機能障害の相談支援と普 及啓発	障害者更生相談 センター	66	
	⑬	強度行動障害者支援体制の構築	障害政策課		⑬	発達障害児の家族等に対する支 援の充実	障害政策課 総合療育センタ 二 ひまわり学園育 成課 療育センターさ くら草 療育センターひ なざく	66	
	☆⑭	(仮称)さいたま市口腔保健セ ンターの整備	保健衛生総務課						
					⑭	在宅重症心身障害児者の家族に対 するレスパイトケア事業	障害福祉課	67	
					⑮	日中一時支援事業における夕方 支援の実施	障害福祉課	67	
					⑯	障害者生活支援センター職員向け のケアラー研修の実施	障害福祉課	67	
					⑰	学校における教職員、専門職向 けの研修実施	総合教育相談室	67	
					⑱	電話による相談支援	いきいき長寿推 進課	68	

現行計画 ページ	新（2027～2029）			旧（2024～2026）				備考
45	基本施策（3）障害者の居住場所の確保			☆⑱	子ども家庭総合拠点による相談支援	子ども家庭支援課	68	⑱→新(5)⑥ （事業名変更）
				⑳	ケアラー支援に関する広報・啓発	福祉総務課	68	
	基本施策（3）障害者の居住場所の確保			基本施策（3）障害者の居住場所の確保				変更なし
				実施事業			担当所管	
	★☆①	グループホームの整備の促進	障害政策課		★☆①	グループホームの整備の促進	障害政策課	69
	②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害福祉課		②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害福祉課	69
	③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課		③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課	69
	④	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課		④	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課	70
	⑤	居宅改善整備費の補助	障害福祉課		⑤	居宅改善整備費の補助	障害福祉課	70
	46	基本施策（4）相談支援体制の充実			基本施策（4）相談支援体制の充実			
実施事業					担当所管	頁		
☆①		障害者の相談支援体制の強化	障害福祉課		☆①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害福祉課	71
②		精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター		②	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター	71
★ ③		障害者生活支援センターの充実	障害福祉課		★ ③	障害者生活支援センターの充実	障害福祉課	72
④		精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター		④	精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター	72

現行計画 ページ	新（2027～2029）				旧（2024～2026）				備考																																
(45)	★☆⑤	高次脳機能障害に関する相談支援 の充実	障害者更生相 談センター		⑤	障害者相談員の設置	障害福祉課	72	(2)⑫→新(4)⑤ と新1-(1)⑨へ 分割																																
	⑥	障害者相談員の設置	障害福祉課		⑥	聴覚障害者相談員の設置	障害福祉課	73																																	
	⑦	聴覚障害者相談員の設置	障害福祉課		☆⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支 援体制の充実	福祉総務課 生活福祉課	73																																	
	☆⑧	コミュニティソーシャルワーカー の配置	地域福祉推進 室						新⑧追加																																
	☆⑨	包括的な支援体制の整備	地域福祉推進 室 生活福祉課						⑦（新⑨）事業 名変更																																
	【旧施策2を新施策2、5、6に分割】																																								
	基本施策（5）家族等（ケアラー・ヤングケアラー）の負担の軽減								(2)⑪→新(5)①																																
	<table><tr><th colspan="2">実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr><tr><td>①</td><td>家族教室の開催</td><td>精神保健課</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>在宅重症心身障害児者の家族に対 するレスパイトケア事業</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr><tr><td>☆③</td><td>日中一時支援事業における夕方 支援の実施</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>障害者生活支援センター職員向け のケアラー研修の実施</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr><tr><td>☆⑤</td><td>電話による相談支援</td><td>いきいき長寿推 進課</td><td></td></tr><tr><td>☆⑥</td><td>こども家庭センターによる相談 支援</td><td>子ども家庭支援 課</td><td></td></tr><tr><td>☆⑦</td><td>ケアラー支援に関する広報・啓 発</td><td>地域福祉推進室</td><td></td></tr></table>				実施事業		担当所管	頁	①	家族教室の開催	精神保健課		②	在宅重症心身障害児者の家族に対 するレスパイトケア事業	障害福祉課		☆③	日中一時支援事業における夕方 支援の実施	障害福祉課		④	障害者生活支援センター職員向け のケアラー研修の実施	障害福祉課		☆⑤	電話による相談支援	いきいき長寿推 進課		☆⑥	こども家庭センターによる相談 支援	子ども家庭支援 課		☆⑦	ケアラー支援に関する広報・啓 発	地域福祉推進室						(2)⑭→新(5)②
	実施事業		担当所管	頁																																					
	①	家族教室の開催	精神保健課																																						
	②	在宅重症心身障害児者の家族に対 するレスパイトケア事業	障害福祉課																																						
	☆③	日中一時支援事業における夕方 支援の実施	障害福祉課																																						
	④	障害者生活支援センター職員向け のケアラー研修の実施	障害福祉課																																						
	☆⑤	電話による相談支援	いきいき長寿推 進課																																						
	☆⑥	こども家庭センターによる相談 支援	子ども家庭支援 課																																						
☆⑦	ケアラー支援に関する広報・啓 発	地域福祉推進室																																							
								(2)⑮→新(5)③ ☆追加																																	
								(2)⑯→新(5)④																																	
								(2)⑰→新(5)⑤ ☆追加																																	
								(2)⑱→新(5)⑥ （事業名変更）																																	
								(2)⑳→新(5)⑦ ☆追加																																	

現行計画 ページ	新（2027～2029）				旧（2024～2026）				備考
46	基本施策（6）人材の確保・育成				基本施策（5）人材の確保・育成				旧(5)を(6)に変更 ⑧事業名変更 ⑪事業名変更 (2)⑪→新(6)⑫ ☆追加
		実施事業	担当所管	頁		実施事業	担当所管	頁	
	★ ①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課		★ ①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課	74	
	★ ②	手話講習会の開催	障害福祉課		★ ②	手話講習会の開催	障害福祉課	75	
	★ ③	要約筆記者養成講習会の開催	障害福祉課		★ ③	要約筆記者養成講習会の開催	障害福祉課	75	
	④	市職員に対する手話等の研修の実施	障害政策課		④	市職員に対する手話等の研修の実施	障害政策課 障害福祉課	75	
	☆⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター		☆⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター	76	
	⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター		⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター	76	
	☆⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所		☆⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所	76	
	⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性向上	特別支援教育室		⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室	77	
	⑨	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館 資料サービス課		⑨	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館 資料サービス課	77	
46	⑩	保健福祉の専門的人材の養成・確保	福祉総務課		⑩	保健福祉の専門的人材の養成・確保	福祉総務課	77	
	⑪	発達障害の理解を深めるための医師・看護師対象研修の実施	障害政策課		⑪	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施	障害政策課	77	
	☆⑫	学校における教職員、専門職向けの研修実施	総合教育相談室						

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考																																																																																																				
47	基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり 基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 <table data-bbox="237 352 1032 930"> <tr> <th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>★ ①</td><td>障害者等に配慮した情報提供</td><td>障害福祉課 広報課</td><td></td></tr> <tr> <td>②</td><td>聴覚障害者への情報提供の充実</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr> <tr> <td>③</td><td>視覚障害者への情報提供の充実</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr> <tr> <td>★ ④</td><td>選挙時の情報提供</td><td>選挙課</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>障害者用資料の収集と作製の充実</td><td>中央図書館 資料サービス課</td><td></td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>図書館資料へのアクセスの確保</td><td>中央図書館 資料サービス課</td><td></td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>情報アクセシビリティの向上に向けた取組の実施</td><td>デジタル改革推進部・障害政策課</td><td></td></tr> </table> 基本施策（2）障害者の就労支援 <table data-bbox="237 1010 1032 1444"> <tr> <th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>★☆①</td><td>障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実</td><td>障害者総合支援センター 労働政策課</td><td></td></tr> <tr> <td>②</td><td>障害者就職面接会支援事業</td><td>障害福祉課 障害者総合支援センター</td><td></td></tr> <tr> <td>★☆③</td><td>障害者優先調達の推進</td><td>障害福祉課 障害者総合支援センター</td><td></td></tr> <tr> <td>★☆④</td><td>自主製品販売事業の活性化</td><td>障害福祉課 障害者総合支援センター</td><td></td></tr> </table>		実施事業	担当所管	頁	★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課		②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課		③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課		★ ④	選挙時の情報提供	選挙課		⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課		⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課		⑦	情報アクセシビリティの向上に向けた取組の実施	デジタル改革推進部・障害政策課			実施事業	担当所管	頁	★☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課		②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター		★☆③	障害者優先調達の推進	障害福祉課 障害者総合支援センター		★☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター		基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり 基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 <table data-bbox="1126 352 1921 833"> <tr> <th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>★ ①</td><td>障害者等に配慮した情報提供</td><td>障害福祉課 広報課</td><td>79</td></tr> <tr> <td>②</td><td>聴覚障害者への情報提供の充実</td><td>障害福祉課</td><td>79</td></tr> <tr> <td>③</td><td>視覚障害者への情報提供の充実</td><td>障害福祉課</td><td>80</td></tr> <tr> <td>★ ④</td><td>選挙時の情報提供</td><td>選挙課</td><td>80</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>障害者用資料の収集と作製の充実</td><td>中央図書館 資料サービス課</td><td>80</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>図書館資料へのアクセスの確保</td><td>中央図書館 資料サービス課</td><td>81</td></tr> </table> 基本施策（2）障害者の就労支援 <table data-bbox="1126 1010 1921 1444"> <tr> <th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr> <tr> <td>★☆①</td><td>障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実</td><td>障害者総合支援センター 労働政策課</td><td>82</td></tr> <tr> <td>②</td><td>障害者就職面接会支援事業</td><td>障害福祉課 障害者総合支援センター</td><td>82</td></tr> <tr> <td>★☆③</td><td>障害者優先調達の推進</td><td>障害福祉課 障害者総合支援センター</td><td>83</td></tr> <tr> <td>★☆④</td><td>自主製品販売事業の活性化</td><td>障害福祉課 障害者総合支援センター</td><td>83</td></tr> </table>		実施事業	担当所管	頁	★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課	79	②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	79	③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	80	★ ④	選挙時の情報提供	選挙課	80	⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	80	⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	81		実施事業	担当所管	頁	★☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	82	②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター	82	★☆③	障害者優先調達の推進	障害福祉課 障害者総合支援センター	83	★☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター	83	新⑦追加 変更なし
	実施事業	担当所管	頁																																																																																																				
★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課																																																																																																					
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課																																																																																																					
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課																																																																																																					
★ ④	選挙時の情報提供	選挙課																																																																																																					
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課																																																																																																					
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課																																																																																																					
⑦	情報アクセシビリティの向上に向けた取組の実施	デジタル改革推進部・障害政策課																																																																																																					
	実施事業	担当所管	頁																																																																																																				
★☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課																																																																																																					
②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター																																																																																																					
★☆③	障害者優先調達の推進	障害福祉課 障害者総合支援センター																																																																																																					
★☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター																																																																																																					
	実施事業	担当所管	頁																																																																																																				
★ ①	障害者等に配慮した情報提供	障害福祉課 広報課	79																																																																																																				
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	79																																																																																																				
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害福祉課	80																																																																																																				
★ ④	選挙時の情報提供	選挙課	80																																																																																																				
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	80																																																																																																				
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	81																																																																																																				
	実施事業	担当所管	頁																																																																																																				
★☆①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	82																																																																																																				
②	障害者就職面接会支援事業	障害福祉課 障害者総合支援センター	82																																																																																																				
★☆③	障害者優先調達の推進	障害福祉課 障害者総合支援センター	83																																																																																																				
★☆④	自主製品販売事業の活性化	障害福祉課 障害者総合支援センター	83																																																																																																				

現行計画 ページ	新（2027～2029）				旧（2024～2026）				備考
47	⑤	さいたまステップアップオフィス における障害者の雇用と就労支援	人事課 障害者総合支援 センター		⑤	さいたまステップアップオフィス における障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援 センター	83	
	⑥	重度障害者等の就労支援事業	障害福祉課		⑥	重度障害者等の就労支援事業	障害福祉課	84	
48	基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備				基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備				変更なし
		実施事業	担当所管	頁		実施事業	担当所管	頁	
	①	ユニバーサルデザインの推進に関 する職員への意識啓発	都市経営戦略部		①	ユニバーサルデザインの推進に関 する職員への意識啓発	都市経営戦略部	85	
	☆②	福祉のまちづくりの推進	地域福祉推進室		☆②	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課	85	
	☆③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課		☆③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課	86	
	☆④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課		☆④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課	86	
	☆⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課		☆⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	86	
	基本施策（4）外出や移動の支援				基本施策（4）外出や移動の支援				変更なし
		実施事業	担当所管	頁		実施事業	担当所管	頁	
	★☆☆①	外出が困難な障害者（児）に対す る社会参加の促進	障害福祉課		★☆☆①	外出が困難な障害者（児）に対す る社会参加の促進	障害福祉課	87	
	②	福祉タクシー利用料金助成事業、 自動車燃料費助成事業の実施	障害福祉課		②	福祉タクシー利用料金助成事業、 自動車燃料費助成事業の実施	障害福祉課	87	
	③	自動車運転免許取得費の補助、自 動車改造費の補助	障害福祉課		③	自動車運転免許取得費の補助、自 動車改造費の補助	障害福祉課	87	
	④	リフト付き自動車の貸出し	障害福祉課		④	リフト付き自動車の貸出し	障害福祉課	87	

現行計画 ページ	新（2027～2029）	旧（2024～2026）	備考																																												
48	基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>障害者文化芸術活動の推進</td><td>障害政策課 文化振興課</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>全国障害者スポーツ大会への参加</td><td>障害政策課</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td><u>障害者のスポーツ・運動機会の充 実</u></td><td>障害政策課</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td><u>さいたまスポーツフェスティバル の開催</u></td><td><u>スポーツ政策室</u></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td>市立施設の使用料減免</td><td>障害福祉課</td><td></td></tr></tbody></table>		実施事業	担当所管	頁	①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課		②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課		③	<u>障害者のスポーツ・運動機会の充 実</u>	障害政策課		④	<u>さいたまスポーツフェスティバル の開催</u>	<u>スポーツ政策室</u>		⑤	市立施設の使用料減免	障害福祉課		基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>実施事業</th><th>担当所管</th><th>頁</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>障害者文化芸術活動の推進</td><td>障害政策課 文化振興課</td><td>88</td></tr><tr><td>②</td><td>全国障害者スポーツ大会への参加</td><td>障害政策課</td><td>88</td></tr><tr><td>③</td><td><u>スポーツ教室の充実</u></td><td>障害政策課</td><td>89</td></tr><tr><td>④</td><td>市立施設の使用料減免</td><td>障害福祉課</td><td>89</td></tr></tbody></table>		実施事業	担当所管	頁	①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	88	②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	88	③	<u>スポーツ教室の充実</u>	障害政策課	89	④	市立施設の使用料減免	障害福祉課	89	③事業名変更 新④追加
	実施事業	担当所管	頁																																												
①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課																																													
②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課																																													
③	<u>障害者のスポーツ・運動機会の充 実</u>	障害政策課																																													
④	<u>さいたまスポーツフェスティバル の開催</u>	<u>スポーツ政策室</u>																																													
⑤	市立施設の使用料減免	障害福祉課																																													
	実施事業	担当所管	頁																																												
①	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	88																																												
②	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	88																																												
③	<u>スポーツ教室の充実</u>	障害政策課	89																																												
④	市立施設の使用料減免	障害福祉課	89																																												

